

□■住居表示について■□

Q 郵便番号は変わりますか？

A 大神・吉際の郵便番号に変更はありません。(大神一丁目～九丁目は254-0012。吉際は254-0011。)

Q 建物が建っていない土地にも住居表示はされますか？

A 住居表示は、建物に対して番号を付けるものです。したがって、建物がない土地（駐車場や空き地など）には、住居表示の住所は付きません。なお、空き家など居住者がいない建物の場合、住居番号は付けますが、住居番号設定通知書兼証明書は発行しません。

Q 住所を選ぶことはできますか？

A 希望する住所を選ぶことはできません。法令などにより規定された基準に従い決定されます。

Q 住居表示実施日（令和5年10月16日）の前に住所変更手続きをすることは可能ですか？

A 実施日より前に住所変更手続きはできません。10月16日以降にお願いします。ただし、住居表示のお知らせ用はがきについては、住居表示実施日より前（令和5年9月1日～）に投函できます。

Q 住居番号が順番になっていなかったり、飛んでいたりするところがあるのはなぜですか？

A 住居表示では、建物の出入口によって住居番号を決定しています。そのため、建物の出入口の方向によっては、隣り合っていても番号が飛ぶことがあります。また、今後新しい建物が建つことを想定して、番号を残していることもあります。

Q 新住所の表し方について、「丁目・番・号」を省略して記入することは可能ですか？

A 簡易的な手続きや郵便物の宛先等については、「丁目・番・号」を省略してハイフンでつないでも差し支えありません。（例：大神五丁目12番17号→大神5-12-17）ただし、住民票と同じ表記が求められる手続きの際は、正確な住所をご記入ください。

Q 方書を省略して記入することは可能ですか？

A 簡易的な手続きや郵便物の宛先等について、方書が建物の名称のみの場合は、省略して記入していただいても差し支えありません。ただし、住民票と同じ表記が求められる手続きの際は、正確な住所をご記入ください。

Q 住居表示の目的は何ですか？

A 土地の地番を住所として使用している場合、同じ地番に多くの家が建っていたり、土地の売買などによって分筆・合筆が行われ、枝番や欠番が生じ、住所が分かりにくくなります。住居表示の実施により、町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えることにより、緊急車両などの到着時間の短縮や、宅配物や郵便物の遅配・誤配の減少など、市民生活の利便性向上に繋がります。

Q 今後、建替えをした場合、その都度、新築の届出を行わなければなりませんか？

A 建物を取り壊して、建て替えた場合には申請が必要になりますので、御協力をお願いします。

Q 町名はどのように決めたのですか？

A 大神第1～第4自治会、吉際自治会及び大神自治連合会の方で構成する「大神・吉際地区住居表示実施検討会」を設立し、町名や町割りについて検討していただきました。その検討結果をそのまま採用しています。

Q 自治会名や自治会の範囲は変わりますか？

A 自治会の名前や範囲は変わりません。

Q 住居表示の実施により学区の変更はありますか？

A 学区は変わりません。

Q インターネット上の地図等について、いつ住居表示実施後の住所に変わりますか？

A 定期的に地図の更新を行っていると伺っていますので、更新されるまで今しばらくお待ちください。

Q 知人の新しい住所を調べるにはどうしたらよいですか？

A ホームページに掲載している住居表示新旧・旧新対照表でご確認ください。実施区域内にお住まいの方は、お配りしました新旧対照案内図でもご確認いただけます。

□■郵便・宅配について■□

Q 旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか？

A 住居表示実施後も、最低1年間は配達されます。それ以降は、住居表示実施時の資料により、可能な範囲で配達されます。

Q 手続きが必要な機関に住居表示のお知らせ用はがきを送付すれば、住所変更がされますか？

A 変更されません。はがきは、親戚や知人へ通知するためのものであるため、各社の様式にしたがって手続きをしてください。

Q 民間の宅配業者に対しては、住居表示の通知等はしていますか？

A 本市から、主要な宅配業者に対して、住居表示新旧対照案内図を送付しています。旧住所宛ての宅配物をいつまで読み替えるかは業者によって異なりますので、ネットショッピングなどの登録住所はお早めに変更していただくか、注文時等に変更されているかご確認ください。

Q 住居表示のお知らせ用はがき（無料）が足りなくなった場合、どうすればいいですか？

A 在庫がある限りはお渡しすることができます。平塚市役所都市整備課（0463-21-8783）にお問い合わせください。

Q 住居表示のお知らせ用はがき（無料）はいつまで使用できますか？

A 令和6年8月31日までです。

Q 住居表示のお知らせ用はがきを同封の茶封筒に入れず、そのまま投函してもよいですか？

A 茶色の封筒に入るか、輪ゴム等でまとめ、ポストに投函してください。なお、数枚程度であれば、そのまま投函しても差し支えありません。

Q 住居表示のお知らせ用はがきは、切手を貼らずに投函しても大丈夫ですか？

A 無料となりますので、切手の貼付は不要です。

□■通知書兼証明書、本籍変更のお知らせについて■□

Q 住居番号設定通知書兼証明書の有効期限はありますか？

A 住居表示実施時点での変更情報を通知するものであるため、有効期限はありません。ただし、手続き先により、発行日より〇日以内の証明書が必要という場合は、改めて市民窓口センター等で住居表示変更証明書（発行手数料無料）の交付を受けてください。

Q 住居番号設定通知書兼証明書を紛失した場合はどうすればいいですか？

A 市民窓口センター等で、住居表示変更証明書を無料で取得することができます。なお、登記や車検証など数年先に手続きを予定している場合は、不動産の権利書や車検証などにあらかじめ住居番号設定通知書兼証明書をはさんでおくことをお勧めしています。

Q 住居番号設定通知書兼証明書はコピーして使用してもいいですか？

A コピーでも可能かどうかは提出先の判断によりますので、先方にご確認ください。配付された枚数で不足の場合は、市民窓口センター等にて無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

Q 住居番号設定通知書兼証明書の再発行はできますか？

A 再発行はできません。なお、各種住所変更の手続きの際には、市民窓口センター等にて無料で取得できる「住居表示変更証明書」もご利用いただけます。

Q 本籍変更のお知らせが送られてきませんが、なぜですか？

A 実施区域内に本籍を置かれていない方には送付されません。また、本籍が吉際の方、土地区画整理地内にある方、土地の分合筆等で本籍の土地地番が存在しない場合は、本籍の変更がありませんので送付されません。なお、本籍は、本籍地入りの住民票等を取得していただくことで確認することができます。（手数料は有料となります。）

Q 本籍変更のお知らせは何に使うのでしょうか？

A 運転免許証の変更手続き等にお使いください。なお、戸籍単位で筆頭者に1通のみの送付ですので、別途必要な方は本籍変更証明書（実施日以降、市民窓口センター等にて無料で取得できます）をご利用ください。なお、運転免許証の変更手続きでは、手続き後に本籍変更のお知らせが返却されます。

□■登記について■□

Q 登記をするのに費用はかかりますか？

A 住居表示実施による住所の変更登記については、住居番号設定通知書兼証明書を提出することで登録免許税は免除（無料）になります。ただし、変更登記を司法書士等に依頼する場合、その方に支払う費用はかかります。

Q 土地と建物の登記手続きは、すぐに行う必要がありますか？

A 住居表示実施による住所変更の場合は、登記の権利内容が変わるわけではなく、現在の法律では期限もないため、相続や売買等のときで支障ありません。

※不動産登記法の改正により、一定期間内の住所変更が義務化される可能性があります。

Q 土地登記簿・建物登記簿の表題部は「手続きが不要なもの」となっているのに、所有者の住所は「手続きが必要なもの」となっているが、どうして届出が必要なのですか？

A 所在や面積などが書かれている「表題部」については、法務局にて新しい所在に職権で変更します。しかし、所有者の名前や住所が書かれている「権利部」については職権で変更出来ないため、住居表示による住所変更の手続きをしていただく必要があります。

Q 土地家屋の登記について、番地は以前と変わらないのでしょうか？

A 「大神字〇〇」となっていた部分が「大神〇丁目」などに変わりますが、番地（数字）の部分は変わりません。

Q 権利書の住所変更は必要ですか？

A 手続きは不要です。ただし、売買の際には「住居番号設定通知書兼証明書」を添付してください。（権利書に住居番号設定通知書兼証明書をはさんでおくことをお勧めしています。）

Q 土地と建物の名義が異なる場合の手続きはどうすればよいですか？

A 住居表示実施地区内に居住している名義人について、土地と建物それぞれの住所変更手続きが必要です。

Q 不動産を共有している場合、共有名義人全員の手続きが必要ですか？

A 住居表示実施地区内に居住している名義人は、全員住所変更の手続きが必要です。手続きは一度に行うことも出来ますし、それぞれが別々に行うことも出来ます。

Q 不動産を複数所有している場合でも、登記申請書は1枚で手続き出来ますか？

A 申請先の法務局が同一であれば可能です。1枚で書ききれない場合は、継続用紙に記入して添付してください。（ホチキス留めのうえ割印してください）

Q 自宅以外に不動産を所有している場合、その変更手続きも必要ですか？

A 必要です。実施地区内に土地を所有している場合と同様の手続きを、所有している土地を管轄する法務局で行なってください。（平塚市、小田原市、秦野市、南足柄市、中郡、足柄上郡、足柄下郡の不動産は、横浜地方法務局西湘二宮支局が管轄になりますので、まとめて申請が可能です。）

Q 不動産番号を書けば、所在などは書かなくてよいのですか？

A 不動産番号が分かる場合は、それを記載していただければ、所在以下の項目の記載を省略できます。

Q 不動産番号が分からぬ場合どうすれば良いですか？

A 不動産番号は、登記済証、いわゆる権利書には記載されていません。ご自身でお持ちの権利書のとおりに地目や地積等をご記入いただければ問題ありません。なお、不動産番号は、登記識別情報通知等に記載されています。登記識別情報通知は平成17年以降に相続や売買等で登記された方はお手元にございます。その方は、不動産番号をご記入いただければお手続き可能です。

Q 建物が建っていない土地（私道等）の所在の表記はどうなりますか？

A 住居表示は建物に住所を付ける制度のため、建物のない場所には住居番号は付きません。所在は、新しい町名+従来の地番で表します。

Q 登記申請書の書き方に不安がある場合、どこに相談すればよいでしょうか？

A 法務局では完全予約制による電話及び対面での手続き案内を行っています。事前に横浜地方法務局西湘二宮支局へ電話でお申込みください。なお、申請窓口での手続き案内（相談）や書類確認は行っていませんのでご注意ください。

Q 不動産登記の変更手続きを代理人がする場合、委任状は必要ですか。

A 代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。なお、完成した書類の提出のみであれば、どなたでも問題ありません。

Q 改正会社法の施行により、手続きに変更はありますか。

A 会社等の支店（従たる事務所）の所在地を管轄する法務局への変更登記手続きは不要となりました。なお、本店所在地を管轄する法務局における支店の変更登記手続きは必要となります。

□■運転免許証、車検証等について■□

Q 運転免許証の住所変更や、本籍変更は更新の際に併せて行うことは可能ですか？

A 更新の際に行っていただいても問題ありません。

Q 平日に警察署に行けない場合はどうすればいいですか？

A 代理人による手続きが可能です。その場合、窓口にお越しになる方の本人確認書類が別途必要になりますので、ご用意ください。

Q 運転免許証の手続きで添付する書類は、返却されますか？

A 手続き終了後に返却されます。本籍変更のお知らせ1通のみで、複数回手続き可能です。

Q 運転免許証の住所変更は、即日交付警察署である小田原警察署でも出来ますか？

A 手続き可能です。神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く）または運転免許センターで手続きが可能です。

Q 運転免許証の住所変更は、二俣川の運転免許センターでも出来ますか？

A 手続き可能です。ただし、日曜日は手続きが出来ませんのでご注意ください。

Q 運転免許証の住所変更は、その日のうちに終わりますか？

A その日のうちに完了します。混み具合にもよりますが、數十分程度です。

Q 運転免許証の住所変更は、顔写真を持っていく必要がありますか？

A 顔写真は不要です。

Q 家族の運転免許証の住所変更手続きをまとめて行う場合、必要なものは何ですか？

A 住居番号設定通知書兼証明書（1通のみで可）と家族全員分の免許証が必要です。また、本籍が変更になった方は、本籍変更のお知らせも必要です。

Q 車庫証明の住所変更の手続きは必要ですか？

A 車庫証明の変更は、引越しや名義変更の際には必要ですが、住居表示では不要です。

Q 自賠責保険の住所変更の手続きは必要ですか？

A 手続きが必要ですが、車検のときで問題ありません。詳しくは保険を契約した代理店等にご確認ください。

Q 自動車検査証の住所変更は郵送やインターネットによる手続きは出来ますか？

A 郵送やインターネット（ワンストップサービス）での手続きは出来ません。窓口のみの対応となります。

Q 自動車検査証の手続きについて、運輸局に直接車を持って行く必要がありますか？

A 手続きの際に、車を持って行く必要はありません。

Q 車検を行う際に、ディーラーや業者経由で手続きすることは可能ですか？

A 可能（委任状不要）ですが、車検手続きの手数料以外に、別途手数料が発生する可能性があります。

Q 自動車の自賠責保険や任意保険については、車検の手続きをすれば、それらの保険についても自動で切り替わりますか？

A 保険を契約した代理店等で手続きしていただく必要があります。車検証の更新後、手続きをお願いします。

Q 自動車のナンバーが県外の場合、手続きは必要ですか？

A 所有者の住所が住居表示実施区域内であれば手続きが必要です。登録している管轄の事務所にお問い合わせください。

□■税・マイナンバーカードについて■□

Q ふるさと納税のワンストップ特例制度について、手続きは必要ですか？

A 住居表示実施日以降、ふるさと納税を申請する際には、新しい住所で申請してください。既に申請しているふるさと納税については、自治体によって手続きが必要になることがありますので、納付先の自治体にご確認ください。

Q 年末調整の書類に記入する住所はどうすればよいでしょうか？

A 住居表示実施後の新住所を記入してください。

Q マイナンバーカードの住所変更の手続きに期限はありますか？

A 期限はありません。ただし、令和5年10月16日から12月27日（予定）まで大神公民館にて、マイナンバーカード変更手続きの臨時窓口が設置されますので、そちらで手続きいただくことをお勧めします。

Q 現在マイナンバーカードを持っていませんが、住居表示実施後でないと申請出来ませんか？

A 申請は可能ですが、カードは申請時点での住所で作成されますので、住居表示実施日以降に住所変更の手続きが必要になります。

Q 既にマイナンバーカードを申請済みですが、住居表示実施後に受け取れますか？

A 受け取れますかが、カード申請時の住所が記載されていますので、住居表示実施日以降に住所変更手続きが必要になります。

Q マイナンバーの通知カードの手続きは必要ですか？

A 住所の記載はありますが、手続きの必要はありません。マイナンバー確認用の書類として保管してください。

□■その他■□

Q 手続きを忘れてしまったり、遅れてしまったり、漏れた場合支障はありますか？

A 個人の場合、支障はありません。住居表示は、現在お使いの住所の表記が変わるのであり、引っ越し等によって居所が移るものとは異なるからです。必要時にお手続きください。ただし、会社・法人等は、会社法により変更登記期間が決まっています。

Q 共同住宅のオーナーから、居住者に対して何かお知らせをする必要はありますか？

A 共同住宅の居住者に対しては、本市から個別で、住居番号設定通知書兼証明書等の資料一式を配付していますので、オーナー様からお知らせする必要はありません。住居表示実施日以降に入居される方には、新住所をお伝えください。

Q 銀行（ゆうちょ銀行含む）、証券会社、保険会社等の住所変更手続きには何が必要ですか？

A 住居番号設定通知書兼証明書が必要となる場合が多いです。ただし手続き先によっては、通知書兼証明書が不要なこともあるため、詳細は先方にご確認ください。

Q 水道などの公共サービスは、手続きは必要ありませんか？

A 上下水道のほか、NHK、NTT、東京電力、東京ガス、湘南ケーブルネットワークについては手続き不要です。それ以外の会社等と契約されている方は、契約先にご確認ください。

Q 手続き不要となっている機関（事業者）から住居表示後も旧住所あてに郵便が届きますが、本当に手続きしなくて大丈夫ですか？

A 新住所に書き変わるまでの期間は、各機関（事業者）によって異なります。順次新住所に書き変わりますので、いましばらくお待ちください。

Q 携帯電話について、住所変更の手続きは必要ですか？

A 手続きが必要です。なお、各社ともインターネットで手続きが可能です。

Q 住所が住居表示実施地区内、本籍が実施地区外にある場合、所管の役所で手続きが必要ですか？

A 各市町村に通知を送付しますので、特に手続きは必要ありません。

Q 町名表示板、住居番号表示板が同封されていませんが、なぜですか？

A 同一の建物に複数世帯ある場合、どちらか一方の世帯にお届けしています。アパート、マンション等の場合は、1棟につき1枚を管理人もしくはオーナーの方にお届けしていますので、ご確認ください。それでも確認できない場合は、お手数ですが平塚市役所都市整備課までご連絡ください。

Q 本籍を新住所と同じ表示に変更できますか？

A 街区符号を用いて本籍を表示することができます。その場合、住居表示実施日以降に市民課で転籍の手続きをしてください。

※転籍をした場合は、住居表示実施日以降に送付される「本籍変更のお知らせ」が運転免許証記載事項変更の手続き等に使用できなくなります。別途、転籍による本籍の変更を証明するために住民票等（有料）を取得する必要があります。

Q 配付物を紛失しました。再度いただることはできますか？

A 今回配付したものについては、平塚市のHPでも公開しておりますので、そちらをご参照ください。手引書等について、配付できる部数に限りがあるため、在庫数によってはお渡しできない場合もございますので、ご了承ください。